

鴨川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第 2 号

鴨川市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

鴨川市立小学校及び中学校管理規則（平成 17 年鴨川市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 4 項中「療養休暇」の次に「及び子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。